

保育所設置認可等要綱

第1 目的

この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条に規定する保育所について、児童福祉法第35条及び児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）第37条、同第38条に規定する設置等の届出及び申請に関する認可及び承認の取扱いについて定め、北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第108号。以下「基準条例」という。）その他の関係法令に適合した設置経営が行われることを目的とする。

第2 保育所設置認可の指針

1 地域の状況の把握及び保育所認可に係る基本的な需給調整の考え方

総合振興局・振興局（以下「総合振興局等」という。）は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年7月2日内閣府告示第159号。以下「基本方針」という。）に即して定められた「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、基本方針第三の四の2の（二）の（2）「都道府県の認可及び認定に係る需給調整の考え方」を踏まえることとする。

2 市町村長の意見

総合振興局等は、保育所の設置、廃止及び定員の変更の妥当性について、市町村から意見を求めるものとする。

市町村は、保育所の設置に関する意見を行うにあたり、法第77条の規定により設置する審議会その他の合議制の機関（以下「市町村子ども・子育て会議」という。）の意見を踏まえるものとする。

第3 認可申請に係る審査等

1 認可の要件

保育所設置認可申請については、第2で把握した地域の状況を踏まえつつ、個別の申請の内容について、以下の点を踏まえ審査等を行うこととする。

(1) 定員等

ア 保育所の定員は20人以上とする。

イ 定員の設定に際しては、所在市町村と協議し、当該施設周辺の特定教育・保育施設等の利用希望状況、就学前の子どもの数、周辺地域の特定教育・保育施設等の定員数等を考慮しながら定めること。

ウ 保育所（分園を含む）の設置については、既設の保育所との間に摩擦・係争を生じることがないように関係保育所と十分に調整していること。また、周辺住民への説明を十分に行うこと。

エ 夜間保育を実施する保育所（以下「夜間保育所」という。）を設置する場合、または保育所の分園（以下「分園」という。）を設置する場合には、この要綱において別に規定する設置承認要件に適合すること。

(2) 社会福祉法人又は学校法人による設置認可申請

認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、基

準条例に適合するかどうかを審査するほか、法第35条第5項第4号に掲げられた基準によって審査することとする。

なお、社会福祉法人を設立して保育所の経営を行う者については、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「社福法」という。）をはじめとする関係法令等に照らし、社会福祉法人として適正であること。また、学校法人である場合は、私立学校法をはじめとする関係法令等に照らし、学校法人として適正であること。

(3) 社会福祉法人及び学校法人（以下「社会福祉法人等」という。）以外の者による設置認可申請

ア 審査の基準

社会福祉法人等以外の者から保育所の設置認可に関する申請があった場合には、基準条例に適合するかどうかを審査するほか、法第35条第5項各号に掲げられた基準によって審査することとする。その際の基準については以下のとおりであること。

また、社会福祉法人等以外の法人である場合は、当該法人の設立認可等を規定する関係法令に照らし適正であり、かつ、この要綱において別に規定する各審査基準等に適合すること。

さらに、個人である場合は、次に規定する各審査基準等に適合すること。

(ア) 保育所を経営するために必要な経済的基礎があること。

「必要な経済的基礎がある」とは、以下の①及び②のいずれも満たすものをいうこと。また、当該認可を受ける主体が他事業を行っている場合については③も満たすこと。

① 原則として、保育所の経営を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。ただし、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号、社援発第0524008号）に定められた要件を満たしている場合には、「必要な経済的基礎がある」と取り扱って差し支えないこと。

② 保育所の年間事業費の1/2以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

③ 直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。

(イ) 当該保育所の経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が社会的信望を有すること。

(ウ) 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

「実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること」とは①及び②のいずれにも該当するか、又は③に該当すること。なお、この場合の「保育所等」とは、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいうこと。

① 実務を担当する幹部職員（施設長）が、保育所等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営担当役員者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

なお、社会福祉事業について知識経験を有する者とは、次の者をいう

こと。

- a 社会福祉に関する教育を行う者
 - b 社会福祉に関する研究を行う者
 - c 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に2年以上従事した経験を有する者
 - d 2年以上社会福祉事業に各々の立場から関与した公認会計士、税理士、弁護士等専門知識を有する者
 - e 社会福祉法人の理事
- ② 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。
- ③ 経営担当役員者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

(エ) 法第35条第5項第4号に掲げられた基準に該当しないこと。

(4) 不動産

保育所を経営する事業が安定的、継続的に行われるため、保育所の設置に必要な土地及び建物のいずれについても、保育所の設置者が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることを原則とする。

なお、国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合には、以下の各要件に適合すること。

ア 設置主体

設置主体が次のいずれかであること。

- (ア) 既に第一種社会福祉事業（社福法第2条第2項第2号、第3号又は第4号に掲げるものに限り）又は第二種社会福祉事業のうち保育所を経営する事業若しくは障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限り。）を行っている（以下「既設社会福祉法人」という。）

(イ) 既設社会福祉法人以外の社会福祉法人

(ウ) 社会福祉法人以外の者

イ 不動産の貸与範囲等

貸与を認める不動産は、上記アのうち(ア)及び(ウ)については、土地及び建物とし、(イ)については、土地のみとすること。

また、既設社会福祉法人以外の社会福祉法人が土地の貸与を受けられる地域については、原則として、都市部等土地の取得が極めて困難な地域とするが、都市部等以外の地域であって緊急に保育所の整備が求められている地域であれば、土地は貸与であっても差し支えないこと。

ウ 地上権・賃借権の登記

貸与を受けている土地又は建物については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならないこと。

ただし、次のいずれかに該当する場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わない

こととしても差し支えないこと。

(ア) 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合

(イ) 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

エ その他

(ア) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。

(イ) 賃借料の財源について、既存事業からの継続的財源確保、公的主体による継続的補助等安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

(ウ) 社会福祉法人以外の者が不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合には、(イ)の財源とは別途、当面の支払いに充てるための1年間の賃借料に相当する額と1千万円（1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）を基本として、事業規模に応じ、当該保育所が安定的に運営可能と客観的に判断できる額の合計額の資金を、安全性がありかつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。

(エ) (ウ)の1千万円（1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）については、地上権・賃借権の登記、賃貸借契約期間の長さ等施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、公的補助による継続的な賃借料補助、これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ等を勘案し、賃貸施設であっても安定的に事業経営が認められる場合には、2分の1を目処とする範囲内で当該額を減額して差し支えないこと。

(オ) 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

(5) 職員

保育所には、最低基準及び関係通知に定める所定の職員が配置されていること。

ア 保育士

(ア) 所要保育士定数

- ① 乳児おおむね3人につき1人以上
- ② 満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上
- ③ 満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上
- ④ 満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上
- ⑤ ①から④にかかわらず、保育所一につき2人を下ることはできない。

(イ) 所要保育士定数の算定は、次の式によること。

$$(乳児数 \times 1 / 3) + (1、2歳児数 \times 1 / 6) + (3歳児 \times 1 / 20) + (4歳以上児 \times 1 / 30) = \text{所要保育士定数}$$

なお、小数点以下の端数が生じるときは、年齢別にそれぞれ小数点第1位まで計算し（小数点第2位以下切り捨て）、合算した値の小数点第1位を四捨五入すること。

また、国又は地方公共団体以外の者が設置する次に該当する保育所については、上記の定数のほか該当する項目ごとに1名の保育士を加算して配置すること。

- ① 利用定員90人以下の保育所
- ② 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する保育所

(ウ) 保育士は、常勤職員をもって確保することを基本とするが、保育所の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童に対する保育の質の確保が図られる場合であって、次の条件をすべて満たす場合には、基準条例上の定数の一部に短時間勤務の保育士（常勤の保育士（当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達している者又は当該者以外の者であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの）以外の者。以下同じ。）を充てても差し支えない。なお、この適用に当たっては、組やグループ編成を適切に行うとともにこれを明確にしておくこと。

① 常勤の保育士が各組や各グループに1名以上（乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上）配置されていること。

ただし、令和2年度以降の各年4月1日時点のいずれかの待機児童数が1人以上であり、かつ、その要因が、管内の保育所等において空き定員があるにもかかわらず、常勤の保育士の確保が困難であることにより、当該保育所等の利用を希望する子どもを受け入れることができないためであることと判断している市町村において、待機児童解消のために当該市町村がやむを得ないと認める場合に限り、当該保育所等の利用を希望する子どもを受け入れるのに不足する常勤の保育士数の限りにおいて、1名の常勤の保育士に代えて2名の短時間勤務の保育士を充てても差し支えない。その際、当該市町村においては、上記の判断に当たり管内の保育関係者と認識の共有を図るとともに、当該保育所等において、適切に常勤の保育士の募集等常勤の保育士を確保するための取組を行っていることを確認すること。常勤の保育士の募集を適切に実施しているかを確認する際には、当該保育所等に勤務する常勤の保育士よりも著しく低い処遇水準での募集が行われていないことや、ハローワークや職業紹介事業者等を通じ広く求人活動を一定期間行っていることその他適切な方法により募集を行っていることを確認すること。

なお、常勤の保育士が各組・各グループに1名以上（乳児を含む各組・各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上）配置されていることが原則であり、望ましいことには変わりはないため、常勤の保育士の確保が可能となった場合には、各組・各グループに1名以上常勤の保育士を配置し、上記ただし書きの取扱いについては、早期に解消を図り、当該業務に当たっていた短時間勤務の保育士の業務内容の見直しを行うこと。

② 常勤の保育士に代えて短時間勤務の保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

③ 職員会議等を通じて職員間の連携を十分図るとともに、勤務形態の如何を問わず各種研修への参加機会の確保に努めること。

特に、上記①ただし書きの場合にあっては、複数の保育士が同一の組・グループの保育を共同で行うことが想定されることから、同一の組・グループを担当する短時間勤務の保育士が共同で指導計画及び保育の記録を作成することを通して、一貫した保育の提供及び保護者支援を可能とする機会を確保することや、保育士の交替に当たって、引継ぎを適切に行うための時間を確保することなど、利用児童に対する保育の質の確保や適切な保護者支援の実施に努めること。

なお、利用児童に対し、安定的に保育を提供する観点から、同一の組・グループに対して、日によって異なる短時間勤務の保育士を配置すること

は適切ではないこと。

あわせて、常勤職員など一部の職員に業務の負担が偏ることがないように、周辺業務の効率化や分担を含めた保育所全体としての業務マネジメントが行われるよう留意すること。

- ④ 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律や雇用保険法等の労働関係法規を遵守し、不安定な雇用形態や低処遇の保育士が生ずることのないよう留意すること。
また、例えばグループの担任を務める短時間勤務の保育士の待遇に関し、同一労働同一賃金の観点から、同じくグループの担任を務める常勤の保育士の待遇との間に差を設けないなど、短時間勤務の保育士と常勤の保育士との間で不合理な待遇差を設けないこと。
- ⑤ 当該市町村の長は、管内の保育所等における上記①ただし書きの適切な運用について、児童福祉法に基づき実施する指導監査において確認を行うこと。
- ⑥ 過去3年間の指導監査において、道及び市町村の長から勧告や改善命令を受けていないこと。

- (ア) 最低基準上の保育士定数の算定において、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を、1人に限って、保育士とみなすことができる。

ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けられることができる体制を確保しなければならない。

- (カ) 職員配置に係る特例

- ① 朝夕など児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例
基準条例第47条第2項により保育所には最低2人の保育士を配置しなければならないが、朝夕など児童が少数となる時間帯において、保育士2名のうち1名は子育て支援員研修を修了した者等を代替することができる。
- ② 保育所等における保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例
保育所等を8時間を超えて開所していることなどにより、認可の際に最低基準上必要となる保育士数を上回って必要となる保育士数について、子育て支援員研修を終了した者等に代替することができる。

- イ 調理担当員

調理業務の全部を委託する場合には、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知）に定められた要件を満たしている場合は、調理員を置かないことができる。

- ウ 嘱託医及び嘱託歯科医

「保育所における嘱託歯科医の設置について」（昭和58年4月21日児発第284号）に基づき、嘱託歯科医を設置すること。

- エ 施設長

施設長は、健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者であること。

- オ その他の職員（事務職員など）

施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。

(6) 食事の提供

当該保育所の満3歳以上の児童に対する食事の提供について、外部搬入を実施する場合は、「保育所における食事の提供について」（平成22年6月1日雇児発0601第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）等に規定する次の要件に適合していること。

ア 幼児に対する食事の提供の責任が保育所にあり、その管理者が衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

イ 保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

ウ 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

エ 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

オ 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供しよう努めること。

(7) 施設設備の基準

ア 乳児又は満2歳に満たない幼児（以下この条において「乳児等」という。）を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。

イ 乳児室の面積は、乳児等1人につき1.65平方メートル以上であること。

ウ ほふく室の面積は、乳児等1人につき3.3平方メートル以上であること。

エ 前2号の規定にかかわらず、乳児室及びほふく室を一の部屋として設ける場合の面積は、乳児等1人につき3.3平方メートル以上であること。

また、乳児室又はほふく室の面接基準の取扱いに関しては「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令について」（平成23年10月28日雇児保発1028第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）に基づき、必要な面積を確保すること。

オ 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

カ 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。

キ 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

ク 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

ケ 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける建物は、次の(ア)、(イ)及び(カ)の要件に、保育室等を3階以上に設ける建物にあつては(イ)から(ク)までの要件に該当するものであること。

(ア) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。

(イ) 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

| 階 | 区分 | 施設又は設備 |
|----|-----|---|
| 2階 | 常用 | 1 屋内階段 2 屋外階段 |
| | 避難用 | 1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段 |
| 3階 | 常用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段 |
| | 避難用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段 |
| 4階 | 常用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階 |

| | 段 |
|-----|--|
| 避難用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段 |

(ウ) 前号に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

(エ) 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

① スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

② 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

(オ) 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

(カ) 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

(キ) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

(ク) 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

2 社会福祉法人以外の者に対する設置認可の際の条件

社会福祉法人以外の者に対して保育所の設置認可を行う場合には、設置者の類型を勘案しつつ、以下の条件を付すことが望ましいこと。

(1) 法第45条第1項の基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。

(2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第33条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。

(3) 保育所を経営する事業については、積立金・積立資産明細書を作成すること。

(4) 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、イに定める区分ごとに、積立金・積立資産明細書を作成すること。

なお、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、イに定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、及び借入金明細書、及び基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。

(5) 毎会計年度終了後3ヶ月以内に、次に掲げる書類に、保育所を経営する事業に係る現況報告書を添付して、総合振興局等に対して提出すること。

ア 前会計年度末における貸借対照表

イ 前会計年度の収支計算書又は損益計算書

ウ 保育所を経営する事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細書

ただし、学校法人会計基準及び企業会計による会計処理を行っている者については、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細書

また、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、借入金明細書、基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

3 認可の取消しについて

知事は、法第58条第1項の規定を踏まえ、保育所が法若しくは法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、当該保育所に対し、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命じ、さらに当該保育所がその命令に従わないときは、期間を定めて事業の停止を命じることがあり、その際、当該保育所がその命令に従わず他の方法により運営の適正を期しがたいときは、認可の取消しを行うことがあること。

ただし、当該違反が、乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であり、改善の見込みがないと考えられる場合については、速やかな事業の停止や認可の取消しを検討すること。

4 市町村との契約

社会福祉法人等以外の者と市町村との間で保育の実施に係る委託契約を締結する際には、以下の事項を当該契約の中に盛り込むことが望ましいこと。

(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第33条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。

(2) 保育所を経営する事業については、積立金・積立資産明細書を作成すること。

(3) 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、積立金・積立資産明細書を作成すること。

なお、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、及び借入金明細書、及び基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。

(4) 保育所の認可に対して付された条件を遵守すること。

5 夜間保育所設置認可要件

夜間保育所の設置認可申請については、第2「設置認可の指針」を踏まえるとともに、第3の1及び2の規定に加え、以下の要件に適合することを審査し、夜間保育所として設置認可を行うものとする。

(1) 設置経営主体

夜間保育の場合は、生活面への対応や個別的な援助がより一層求められることから、児童の保育に関し、長年の経験を有し、良好な成果をおさめているものであること。

(2) 対象児童

夜間、保護者の就労等により保育に欠けるため、市町村が保育の実施を行う児童であること。

(3) 施設の形態

夜間保育を行う保育所は、夜間保育のみを行う夜間保育専門の保育所及び既存の施設（保育所、乳児院、母子生活支援施設等）に併設された保育所を原則とするが、これ以外に例えば既設の保育所において、当該施設の認可定員の範囲内で、通常の保育と夜間保育とを行うもの等であっても差し支えない。

(4) 職員

施設長は、保育士の資格を有し、直接児童の保育に従事することができるものを配置するよう努めること。

また、保育士その他の職員については、基準条例その他の関係法令等に定めるところにより所定の数を配置すること。

(5) 設備及び備品

ア 仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えていること。

イ 既存の施設に夜間の保育所を併設する場合にあっては、直接児童の保育の用に供する設備については専用でなければならないが、管理部門等（医務室及び調理室並びに保育士休憩室、倉庫等）については運営に支障を生じない範囲で既存の施設の設備と共用することも差し支えないこと。また、便所、屋外遊戯場は他の施設との共用であっても差し支えないこと。

ウ 設備を他の施設と兼用又は共用する場合には、運営費の経理について必要に応じ児童数、職員数等に基づき費用を按分するものとし、あらかじめ費用の按分方法を定めておくこと。

エ 地域の実情に応じて、分園（第3の5「分園設置承認要件」に適合する分園をいう。）を設置することができること。

(6) 保育の方法

開所時間は原則としておおむね11時間とし、おおよそ午後10時までとすること。ただし、深夜（おおよそ午後10時から午前5時まで）において保育需要がある場合には、必要な時間まで開所できること。

(7) 夜間保育所を設置経営する市町村及び社会福祉法人等に夜間保育所の運営についての報告を求めることがあること。

6 分園設置承認要件

分園の設置承認申請については、第2「設置認可の指針」を踏まえ検討した結果、分園を設置することにより、認可保育所の設置が困難な地域における保育の実施が図られることを確認の上、第3の1及び2の規定に加え、以下の要件に適合することを審査し、分園として設置承認を行うものとする。

(1) 設置経営主体

分園の設置及び経営主体は、本体となる保育所（以下、「中心保育所」という。）を設置経営する市町村、社会福祉法人等とすること。

なお、保育所を現に経営していない主体が分園を設置することは認められない。

(2) 定員規模

1分園の規模は原則として30人未満とするが、中心保育所の規模や中心保育所との距離等を勘案して一体的な運営が可能であれば30人以上とすることができること。

(3) 職員

中心保育所と分園のいずれもが、基準条例その他関係法令等に規定する職員を配置することとするが、嘱託医及び嘱託歯科医並びに調理担当員については、中心保育所に配置されていることから分園には置かないことができることとする。分園においても入所児童の安全を確保する観点から常時2名以上の保育士を配置すること。

(4) 設置・管理・運営

ア 設置について

分園の設置については、地域の実情を勘案し、1に定める目的に照らして適切に設置するものであること。なお、同一敷地内に設置されているものは分園と認められないこと。

イ 管理・運営について

(ア) 分園の管理・運営は、中心保育所の所長のもとに中心保育所と一体的に施設運営が行われるものとし、中心保育所と分園との距離については、通常の交通手段により、30分以内の距離を目安とすること。

なお、児童の処遇や保護者との連絡体制等を十分確保して、中心保育所と分園の開所時間に差を設けることが可能であること。

さらに、構造、設備及び職員配置の観点から十分な機能を有している、又は他の社会福祉施設等との連携体制が整備されている場合にあっては、分園が第3の4の夜間保育を行うことが可能であること。

(イ) 「地方公共団体が設置する保育所に係る委託について」（平成13年3月30日雇児保第10号）に基づく委託に関する指針に即して公立保育所の分園を他の主体に委託することが可能であること。

- (ウ) 中心保育所において定員内の受入れ枠があるにもかかわらず、分園での受入れを意図的に行うことがないようにすること。ただし、利用者の居住地付近に中心保育所がない等やむを得ない事由があるときは、前段で言う「分園での受け入れを意図的に行うこと」には該当しないこととする。
- (エ) 分園を設置している保育所の入所の円滑化については、中心保育所と分園の定員規模を合算した定員により、「保育所への入所の円滑化について」（平成10年2月13日児保第3号厚生省児童家庭局保育課長通知）を適用すること。

(5) 構造及び設備

ア 最低基準における取扱い

構造及び設備は、中心保育所と分園のいずれもが、基準条例を満たしていることとするが、調理室及び医務室については中心保育所にあることから設けないことができることとする。

イ 分園の構造及び設備で留意すべき事項

- (ア) 調理室及び医務室に関して、前号アにより分園に設けない場合にあっては、中心保育所の調理室の能力を十分勘案して衛生上及び防火上不備が生じることのないよう留意し、また分園において医薬品を備えること。
- (イ) 分園が夜間保育を行う場合は、仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えていること。

(6) 土地及び建物の取扱い

分園の土地及び建物については、設置主体が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることを原則とするが、次の要件を満たす場合には、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けたもので差し支えないものとする。

ア 第3の1の(4)のウのただし書に規定する要件に適合する場合を除き、継続かつ安定的に事業が実施できる程度の期間について、その地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。

ただし、事業実施に合わせ、登記を行うことができない特別の事情がある場合において、分園における事業運営が困難となった場合に中心保育所において保育を行うことができることなど適切な対応がとられている場合はこの限りでない。

イ 賃貸料が適正な額であり、その賃貸料を支払い得る確実な財源があること。

なお、私立保育所に係る賃借料については、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年9月3日府子本第254号・雇児発0903第6号内閣府子ども・子育て本部統括官・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）の規定するところにより充てることができるものであること。

7 非常災害に関する計画の策定

(1) 計画の策定

保育所は、災害発生時の避難に当たって支援を要する者が利用していることから、利用児童等の安全を確保するため、「児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成28年9月9日雇児総発0909第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）に基づき、地域の関

係者と連携及び協力の上、風水害・土砂災害、地震・津波等の各種災害の態様ごとに、地域の実情に鑑みた具体的な非常災害対策計画を策定しなければならない。

なお、非常災害対策計画の策定にあたっては、保健福祉部福祉局施設運営指導課作成の「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引」を参考とすること。

また、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律により、市町村の地域防災計画に要配慮者利用施設として位置づけられた場合は、避難確保計画を策定すること。

(2) 避難訓練

非常災害対策計画（要配慮者利用施設として位置づけられた場合は、避難確保計画を含む。）を職員間で共有するとともに、避難訓練を実施し、計画の内容を検証の上で、必要に応じて見直しを行うこと。

8 安全計画の策定

保育所は、児童の安全確保に関する取組を計画的に実施するため、各年度において、当該年度が始まる前に、施設の設備等の安全点検や、園外活動等を含む保育所等での活動、取組等における職員や児童に対する安全確保のための指導、職員への各種訓練や研修等の児童の安全確保に関する取組についての年間スケジュール（安全計画）を定めること。

第4 既設の保育所に対する指導

この要綱の施行前に設置認可を受けた保育所に係る社会福祉法人以外の者については、社会福祉法人とするか、又は第3に掲げる基準等を満たすこと。

第5 設置認可等の手続き

1 公立保育所の設置届出の手続き

児童福祉法第35条第3項の規定により公立保育所を設置しようとする市町村は、児童福祉法施行細則（昭和32年11月29日規則第128号。以下「施行細則」という。）第14条第1項の規定に基づき、「児童福祉施設設置届」（別記第18号様式）に別表1に掲げる必要書類を添付し、事前に所管の総合振興局等へ届け出ること。

なお、必要添付書類のうち、「時間外労働・休日労働に関する協定書」や「防災計画の消防署への届出」等、設置後でなければ、確定版を提出できない書類については、申請時点では見込版で可とするが、認可後速やかに正規の書類を提出させること（次号についても同様の扱いとする）。

2 私立保育所の設置認可の手続き

児童福祉法第35条第4項の規定により私立保育所の設置認可を受けようとする設置主体は、施行細則第14条第2項の規定に基づき、「児童福祉施設設置認可申請書」（別記第18号様式の2）に別表1に掲げる必要書類を添付し、所管の総合振興局等へ提出すること。

3 公私連携型保育所の設置の手続

児童福祉法第56条の8第1項に基づき市町村による公私連携保育法人の指定を受けた法人が同規定に基づく公私連携型保育所を設置するに当たり、同第3項による届け出を行うときは、公私連携法人として指定された協定書等の写しを添付すること。

第6 設置の認可等

1 申請受理

総合振興局等は、第5の2により私立保育所から設置認可申請書の提出を受けた場合、記載事項の漏れなど形式的な確認を行い、記載事項の漏れなどがあつた場合

は、申請者に対し補正を依頼する。

2 市町村への協議

総合振興局等は、上記1の形式的な確認後、申請書を受理するとともに、施設の所在する市町村に対し別紙7により法第35条第7項に基づく協議を行い、市町村から別紙7-2により意見書の提出を受け、その内容を確認すること。

3 審査

総合振興局等は、第2に規定するところにより審査を行ったのち、法第35条第6項に基づき、北海道社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親・保育部会（以下「里親・保育部会」という。）の意見を聴取するため、別紙8により子ども未来推進局に提出すること。

子ども未来推進局は、里親・保育部会に諮った後、その意見を振興局に通知する。

4 認可

総合振興局等は、里親・保育部会の意見及び市町村の意見書を踏まえ、認可基準に適合している場合は、「児童福祉施設（保育所）設置認可通知書」（別紙第1号様式）により、不認可の場合は、「児童福祉施設（保育所）設置不認可通知書」（別紙第2号様式）により申請者に対し通知すること。

第7 内容変更の手続き

施行規則第37条第4項、第5項又は第6項の規定により保育所に係る建物等の変更の手続きを行う設置主体は、施行細則第15条の規定に基づき、「児童福祉施設変更届」（別記第19号様式）に変更する事項に関係する別表2に掲げる必要書類を添付し、所管の総合振興局等に届け出ること。

第8 廃止・休止の協議

保育所の廃止・休止（原則として、1年を超えない期間停止することをいう。以下同じ。）については、保育所の公共性から保育事業に多大な影響を及ぼすため、設置主体は、廃止又は休止をしようとする日の以前、相当期間の余裕をもって、総合振興局等に文書により協議すること。

なお、建物設備について国庫や道の補助を受けた保育所を廃止しようとするときは、あらかじめ文書をもって総合振興局等に協議すること。

第9 廃止・休止の届出等

1 公立保育所の廃止・休止の手続き

児童福祉法第35条第11項の規定による公立保育所の廃止又は休止の届出は、施行細則第16条第1項の規定により「児童福祉施設廃止（休止）届」（別記第20号様式）に別表3に掲げる必要書類を添付し、所管の総合振興局等へ3月前までに届け出ること。

2 私立保育所の廃止・休止の手続き

児童福祉法第35条第12項の規定による私立保育所の廃止又は休止の申請は、施行細則第16条第2項の規定により「児童福祉施設廃止（休止）承認申請書」（別記第20号様式の2）に別表3に掲げる必要書類を添付し、所管の総合振興局等へ事前に提出すること。

第10 廃止・休止の承認等

総合振興局等は、申請された私立保育所の廃止又は休止に関して、審査の上、当該施設の廃止を承認する場合は「児童福祉施設（保育所）廃止承認通知書」（別紙

第3号様式)、休止を承認する場合は「児童福祉施設(保育所)休止承認通知書」(別紙第4号様式)により申請者に対し、通知すること。

また、当該施設の廃止を承認しない場合には「児童福祉施設(保育所)廃止不承認通知書」(別紙第5号様式)、休止を承認しない場合には「児童福祉施設(保育所)休止不承認通知書」(別紙第6号様式)を申請者あて送付すること。

(別表1)～(別表3) 省略

(別紙第1号様式)～(別紙第8号様式) 省略

附 則

1 この要綱は平成13年4月1日から施行する。

附則(平成13年9月20日児童第665号一部改正)

1 この要綱は平成13年9月20日から適用する。

附則(平成18年11月10日子ども第1355号一部改正)

1 この要綱は平成18年11月10日から適用する。

附則(平成22年11月29日子ども第1058号一部改正)

1 この要綱は平成22年4月1日から適用する。

附則(平成30年3月1日子ども第3020号一部改正)

1 この要綱は平成30年3月1日から適用する。

附則(令和2年(2020年)8月3日子ども第1181号一部改正)

1 この要綱は令和2年8月3日から適用する。

附則(令和3年(2021年)4月13日子ども第178号一部改正)

1 この要綱は令和3年4月1日から適用する。

附則(令和4年(2022年)3月31日子ども第5379号一部改正)

1 この要綱は令和4年3月31日から適用する。

附則(令和5年(2023年)4月27日子ども第342号一部改正)

1 この要綱は令和5年4月1日から適用する。